

エイズ施策評価について

エイズ施策評価検討会について

概要

- 平成18年4月1日に改正施行したエイズ予防指針第八の一（施策の評価）において、「国は、国や都道府県等が実施する施策の実施状況等をモニタリングし、進捗状況を定期的に情報提供し、必要な検討を行う」こととしている。
- 新たなエイズ予防指針に基づく施策評価を行うため、平成18年度に厚生労働省健康局長の私的検討会として「エイズ施策評価検討会」を設置。平成18・19年度における①国の施策の実施状況の報告、②地方公共団体の施策に対するモニタリング、③研究の視点からのモニタリングを中心に議論。
※委員は、エイズ対策に精通した学識等を有する者15名以内で構成（任期2年）
- エイズ施策評価検討会では、地方公共団体が実施する施策の実施状況を定量的に把握するための評価項目として、「モニタリング項目表」を策定するとともに、特に「HIV検査件数」と「新規エイズ患者報告割合」の相関に関する分析を実施。

実施内容

第1回 (H18.9.15)

- ①疾病対策課の主な取組
 - ・普及啓発事業、エイズ対策関係会議等の実施状況など
- ②評価項目の検討
 - ・自治体の取組状況についての評価の対象とする項目の検討
- ③研究班による説明
 - ・青少年対策、MSM対策、外国人対策

第2回 (H19.3.22)

- ①疾病対策課の主な取組
 - ・普及啓発事業、エイズ対策関係会議等の実施状況など
- ②評価項目の検討
 - ・自治体の取組状況を「モニタリング項目表」により把握することで合意
- ③研究班による説明
 - ・普及啓発、検査体制、医療体制

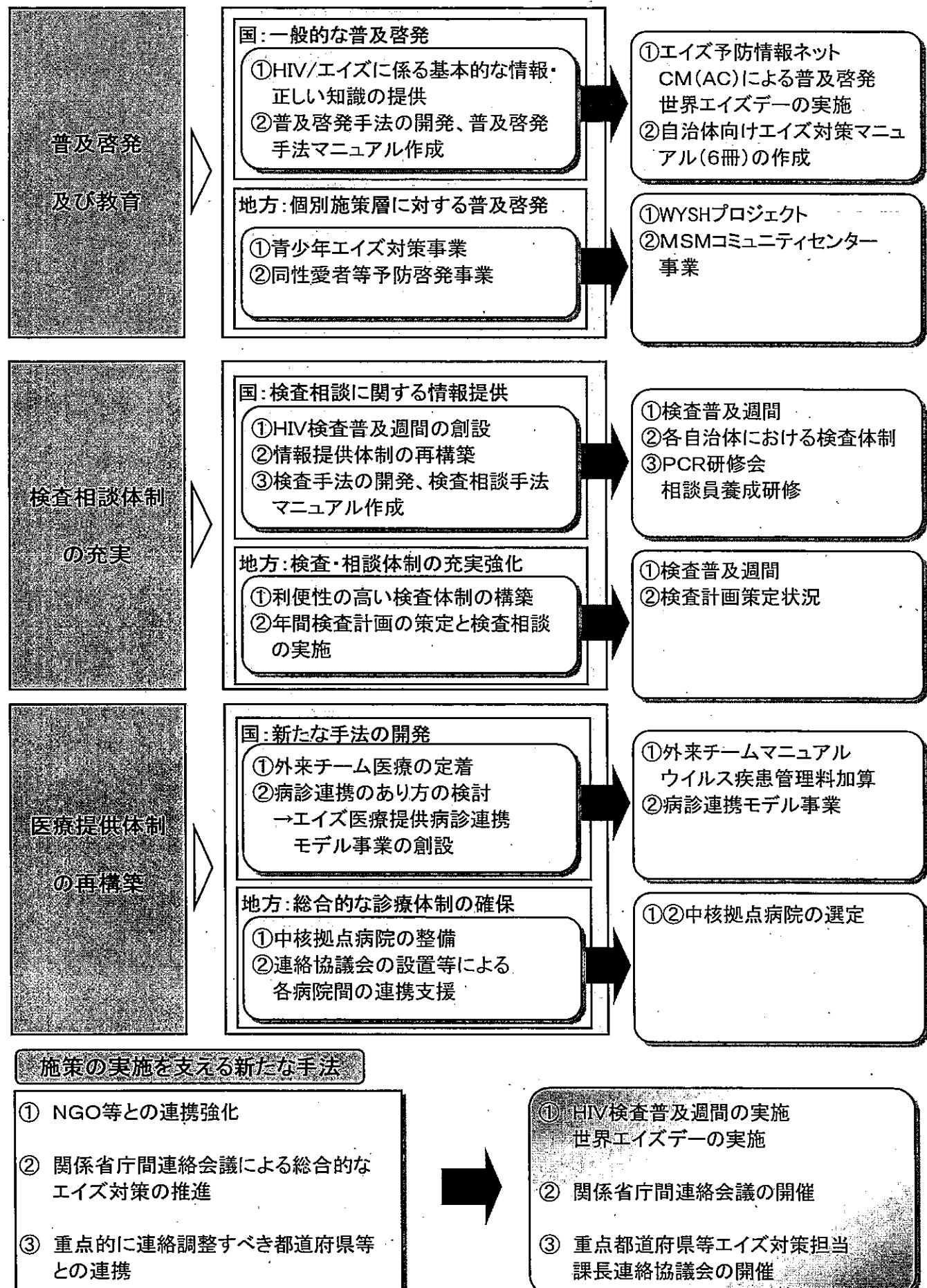
第3回 (H19.9.12)

- ①疾病対策課の主な取組
 - ・普及啓発事業、エイズ対策関係会議等の実施状況など
- ②評価項目の検討
 - ・「モニタリング項目表」におけるデータの比較
- ③研究班による説明
 - ・普及啓発、検査体制、医療体制

第4回 (H20.3.21)

- ①疾病対策課の主な取組
 - ・普及啓発事業、エイズ対策関係会議等の実施状況など
- ②評価項目の検討
 - ・「モニタリング項目表」におけるデータの比較
- ③研究班による説明
 - ・普及啓発、検査体制、医療体制

エイズ予防指針に基づく主要施策（例示）



地方公共団体に対するモニタリングについて

モニタリング項目の設定

普及啓発及び教育

【H18~21】
主任研究者:木原正博
「HIV感染症の動向と影響及び政策のモニタリングに関する研究」

医療提供体制の再構築

【H18~19】
主任研究者:岡慎一
「HIV感染症の医療体制の整備に関する研究」

【H20・21】
主任研究者:濱口元洋
「HIV感染症の医療体制の整備に関する研究」

検査相談体制の充実

【H18~20】
主任研究者:今井光信
「HIV検査相談機会の拡大と質的充実に関する研究」

【H21~】
主任研究者:加藤真吾
「HIV検査相談体制の充実と活用に関する研究」

研究からのアプローチ

モニタリングの実施

全都道府県に対する定量的なモニタリング【施策の実施状況に関するモニタリング項目表】

モニタリング結果の公表

発生動向からのアプローチ

エイズ動向委員会によるHIV・エイズ発生動向の分析

HIV・エイズ発生動向

都道府県別

国籍別

性別

感染経路別

年齢別

都道府県別検査・相談実績

地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）に対するモニタリング項目の設定について

